

ため池の管理に関する行政評価・監視結果
に基づく通知に対する改善措置の概要

総務省中国四国管区行政評価局は、ため池の管理に関する行政評価・監視結果に基づく通知(平成 30 年 5 月 10 日通知)に対する改善状況についての農林水産省中国四国農政局からの回答(平成 30 年 6 月 29 日)及び平成 30 年 7 月豪雨災害を受けた同局の対応状況をまとめましたので、その概要を公表します。

1 防災・減災対策に関する通知事項

- 中国四国農政局は地方公共団体等に対する以下の事項について周知・要請する必要がある。
 - ・ 防災重点ため池の適切な選定
 - ・ 防災重点ため池に係るハザードマップを平成 32 年度までに確実に作成

【調査結果の概要】

- * 防災重点ため池以外のため池の中には、防災重点ため池よりも決壊した場合の下流域への影響が大きいとみられるため池が含まれている。
- * ハザードマップの作成状況に、県により大きな差(山口県 87.1%、広島県 0%)

改善措置状況

- 中国四国農政局は、平成 30 年 5 月 17 日、管内 9 県の担当者会議を開催するとともに、「ため池の安全管理等について」(ため池の管理に関する行政評価・監視の結果に基づく対応について)(平成 30 年 5 月 17 日付け中国四国農政局農村振興部防災課長事務連絡)を発出し、管内各県に市町村への改善事項の周知及び適切な指導助言を依頼

2 保全管理体制に関する通知事項

- 中国四国農政局は、以下の措置を講じる必要がある。
 - ・ 地方公共団体及び施設管理者に対する保全管理の推進に資する情報提供の実施
 - ・ 県を通じて、市町村及び施設管理者に対し、ため池に保全管理上の問題がないか確認し、問題が認められる場合は改善するよう周知・助言

【調査結果の概要】

- * 調査対象としたため池で、のり面の崩壊・樹木の繁茂など、保全管理が十分行われていない事例あり(12 市 120 か所のため池のうち、20 か所 26 事例)

改善措置状況

- 中国四国農政局は、上記の会議及び通知により、管内各県に市町村への改善事項の周知及び適切な指導助言を依頼
また、農林水産省作成の「多面的機能支払交付金取組事例集」を管内各県及び市町村が共有し、利用を促進するよう周知

3 安全対策に関する通知事項

- 中国四国農政局は以下の措置を講じる必要がある。
 - ・ 中国四国農政局は、管内の地方公共団体に対し、水難事故発生時の報告が徹底されるよう関係機関の連絡体制の強化について周知
 - ・ 県を通じ、市町村及び施設管理者に対し、水難事故防止のための施設設備の問題の有無の確認と問題が求められる場合の改善についての周知・助言

【調査結果の概要】

- * 平成 24 から 28 年度の間に広島県内で発生した 13 件の水難事故(死亡事故)のうち、6 件が中国四国農政局に未報告
- * ため池の進入防止柵の未施錠や立入禁止の注意看板の破損など施設管理が適切に行われていない事例あり(9 事例)

改善措置状況

- 中国四国農政局は、上記の会議において、上記通知のほか、「農業用ため池の安全管理の徹底について」(平成 30 年 4 月 20 日付け 30 中振第 136 号中国四国農政局農村振興部長通知)の内容(※)を改めて周知説明し、管内各県に市町村への改善事項の周知及び適切な指導助言を依頼
- ※ 水難事故の危険箇所の有無の確認、進入防止・転落防止などの安全施設の設置 など

4 平成 30 年 7 月豪雨災害を受けた中国四国農政局の対応

- 管内各県に対し、「全国ため池緊急点検を踏まえた今後の対応について」(平成 30 年 8 月 23 日付け 30 中振第 1024 号)を発出し、以下の措置についての対応と市町村への周知を依頼。
 - ・ 応急措置が必要と判断されたため池について、被災箇所の保護、低水管理、立入禁止措置、崩落箇所の拡大防止 など
 - ・ 災害復旧事業、補助事業等を活用した恒久的対策の実施

- 管内各県に対し、「防災重点ため池の再選定について」(平成 30 年 11 月 16 日付け 30 中振第 1337 号)を発出し、以下の措置についての対応と市町村への周知を依頼。
 - ・ 「平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」(平成 30 年 11 月 13 日農林水産省農村振興局整備部)に定める「新たな防災重点ため池の選定基準」に基づく防災重点ため池の選定

【本件照会先】総務省中国四国管区行政評価局

第 2 評価監視官 高實 祐一 TEL082-228-6214

※ 結果報告書等は、中国四国管区行政評価局ホームページに掲載しています。

<http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>

ため池の管理に関する行政評価・監視に基づく通知に対する改善措置状況（フォローアップ）

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 29 年 7 月～30 年 3 月
- 2 調査対象機関等
 - (1) 調査対象機関 中国四国農政局
 - (2) 関連調査等対象機関 岡山県、広島県、山口県、市町村（注）、ため池管理者
(注) 調査対象とした市町村は、各県 4 市（計 12 市：岡山市、倉敷市、津山市、備前市、呉市、尾道市、福山市、東広島市、下関市、山口市、長門市及び美祢市）。現地調査したため池は、各市 10 か所（計 120 か所）。
- 3 調査担当 中国四国管区行政評価局、岡山行政評価事務所（現 岡山行政監視行政相談センター）、山口行政評価事務所（現 山口行政監視行政相談センター）

【通知日及び通知先】 平成 30 年 5 月 10 日 中国四国農政局

【回答年月日】 平成 30 年 6 月 29 日

【調査の背景事情等】

- 中国地方には、ため池が 45,608 か所あり、全国（197,742 か所）の 23.1%を占めている（平成 26 年 3 月現在）
 - ・ 広島県：19,609 か所（全国 2 位）、山口県：9,995 か所（同 5 位）、岡山県：9,754 か所（同 6 位）
- 近年、災害が激甚化し、集中豪雨や大規模地震により多くのため池が被災しており、安全性の確保が課題
 - ・ 中国地方においては、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間に、豪雨により 10 か所のため池が決壊している。
- 農林水産省は、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのある等のため池を「防災重点ため池」とし、防災・減災対策を重点的に推進
 - ・ 防災重点ため池は、広島県：503 か所、岡山県：229 か所、山口県：140 か所（全国で 11,362 か所（平成 29 年 3 月現在））

通知事項要旨	回答要旨
<p>1 防災・減災対策の推進</p> <p>(1) 防災対策</p> <p>ア 防災重点ため池の選定</p> <p>中国四国農政局は、防災重点ため池の選定が適切に行われるよう、管内の地方公共団体に対し、防災重点ため池の選定の目的や考え方等を改めて周知する必要がある。</p> <p>【調査結果の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山口県は、毎年度、危険ため池の見直しを行っているが、平成28年度以降、見直し結果を防災重点ため池の選定に反映していない ○ 広島県では、重要ため池（防災重点ため池）以外のため池の中には、重要ため池よりも決壊した場合の下流域への影響が大きいとみられるため池が含まれている ○ 岡山県では、調査対象1市において防災重点ため池に該当するため池を県への報告期限までに報告できず、そのため、県が防災重点ため池に選定していないものがある <p>イ 詳細調査結果に基づく対策工事の推進</p> <p>中国四国農政局は、詳細調査の結果、耐震不足が確認、または豪雨対策が必要と判定された防災重点ため池について、速やかな対策工事の実施に努めるとともに、工事実施までの対応としてソフト対策の実施につ</p>	<p>○ 中国四国農政局は今回の中国四国管区行政評価局の結果通知(平成30年5月10日)を受けて、管内各県担当者を対象とした管内担当者会議(平成30年5月17日)を開催して、各県担当者に対して会議の場で「今般の豪雨によるため池の被災を踏まえた対応について」(平成29年10月3日付け29中振第1014号中国四国農政局農村振興部長通知)の内容について、改めて周知説明して適切な対応を行うように依頼した。</p> <p>また、中国四国農政局は「ため池の安全管理等について」(ため池の管理に関する行政評価・監視の結果に基づく対応について)(平成30年5月17日付け中国四国農政局農村振興部防災課長事務連絡)を管内各県に発出し、中国四国管区行政評価局の結果通知(平成30年5月10日)における改善事項を踏まえ、これまでのため池の安全管理等に係る通知内容について改めて管内各県から管内の地方公共団体に周知するとともに適切な指導助言を行うように依頼した。</p> <p>なお、管内の地方公共団体への周知の実施結果について担当者会議の開催や通知文書の発出などにより改めて周知したと管内各県から中国四国農政局に報告があった。</p> <p>○ 中国四国農政局は今回の中国四国管区行政評価局の結果通知(平成30年5月10日)を受けて、管内各県担当者を対象とした管内担当者会議(平成</p>

通知事項要旨	回答要旨
<p>いて特に優先して取り組むよう、管内の地方公共団体に対して改めて周知する必要がある。</p> <p>【調査結果の概要】</p> <p>○ 調査対象 3 県において、耐震不足が確認された又は豪雨対策が必要と判定された防災重点ため池の対策工事を実施する方針の割合に大きな差 ⇒ 広島県：18.7% 岡山県：38.0% 山口県：77.9% （平成 29 年 9 月調査時点）</p> <p>(2) 減災対策</p> <p>ア 防災重点ため池におけるハザードマップの作成・公表の推進</p> <p>中国四国農政局は、県及び市町村におけるハザードマップ作成の取組について、現在の進捗状況及びその重要性を踏まえ、防災重点ため池に係るハザードマップが、28 年度通知により求められた期限までに確実に作成されるよう、管内の地方公共団体に対して、改めて要請する必要がある。</p>	<p>30 年 5 月 17 日) を開催して、各県担当者に対して会議の場で「ため池の安全管理に関する行政評価・監視に基づく対応について」(平成 29 年 6 月 29 日付け 29 中振第 691 号中国四国農政局農村振興部長通知) の内容について、改めて周知説明して適切な対応を行うように依頼した。</p> <p>また、中国四国農政局は「ため池の安全管理等について」(ため池の管理に関する行政評価・監視の結果に基づく対応について) (平成 30 年 5 月 17 日付け中国四国農政局農村振興部防災課長事務連絡) を管内各県に発出し、中国四国管区行政評価局の結果通知(平成 30 年 5 月 10 日)における改善事項を踏まえこれまでのため池の安全管理等に係る通知内容について改めて管内各県から管内の地方公共団体に周知するとともに適切な指導助言を行うように依頼した。</p> <p>なお、管内の地方公共団体への周知の実施結果について、担当者会議の開催や通知文書の発出などにより改めて周知したと管内各県から中国四国農政局に報告があった。</p> <p>○ 中国四国農政局は今回の中国四国管区行政評価局の結果通知(平成 30 年 5 月 10 日)を受けて、管内各県担当者を対象とした管内担当者会議(平成 30 年 5 月 17 日)を開催して、各県担当者に対して会議の場で「ため池の安全管理に関する行政評価・監視に基づく対応について」(平成 29 年 6 月 29 日付け 29 中振第 691 号中国四国農政局農村振興部長通知) の内容につ</p>

通知事項要旨	回答要旨
<p>また、中国四国農政局は、防災重点ため池に係るハザードマップの地域住民への周知について、農林水産省が作成している「ため池ハザードマップの作成の手引き」を参考に、適切に周知が行われるよう、県を通じて市町村に対して要請する必要がある。</p> <p>【調査結果の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハザードマップの作成率（平成 29 年 3 月末時点） ⇒ 広島県：0% 岡山県：34.9% 山口県：87.1% ○ 岡山県では、①ホームページへの掲載、②浸水被害が想定される地域の掲示板への掲示、③浸水被害が想定される地域の住民への印刷物の個別配布等のいずれか一つ以上を必須とするよう、市町村を指導。調査対象 4 市では、掲示板への掲示や住民への配布等による複数の方法で実施 ○ 山口県では、周知方法を市町に委ねており、調査対象 4 市のうち 2 市では、ため池の施設管理者への配布・説明のみ(地域住民に未周知) <p>イ 防災重点ため池の地域防災計画等への位置付け</p> <p>中国四国農政局は、管内の地方公共団体に対し、防災重点ため池を地域防災計画及び水防計画に位置付けることの必要性を十分説明し、地方公共団体において防災重点ため池を地域防災計画及び水防計画に位置付けるなど、防災・減災に係る取組の推進に努められるよう、改めて要請する必要がある。</p> <p>【調査結果の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水防計画に位置付けられていない（岡山県、広島県、5 市） ○ 地域防災計画に位置付けられているものの、一部しか掲載されていない（岡山県、3 市） 	<p>いて、改めて周知説明して適切な対応を行うように依頼した。</p> <p>また、中国四国農政局は「ため池の安全管理等について」（ため池の管理に関する行政評価・監視の結果に基づく対応について）（平成 30 年 5 月 17 日付け中国四国農政局農村振興部防災課長事務連絡）を管内各県に発出し、中国四国管区行政評価局の結果通知（平成 30 年 5 月 10 日）における改善事項を踏まえ、これまでのため池の安全管理等に係る通知内容について改めて管内各県から管内の地方公共団体に要請するとともに適切な指導助言を行うように依頼した。</p> <p>なお、管内の地方公共団体への周知の実施結果について、担当者会議の開催や通知文書の発出などにより改めて要請したと管内各県から中国四国農政局に報告があった。</p> <p>○ 中国四国農政局は今回の中国四国管区行政評価局の結果通知(平成 30 年 5 月 10 日)を受けて、管内各県担当者を対象とした管内担当者会議(平成 30 年 5 月 17 日)を開催して、各県担当者に対して会議の場で「ため池の安全管理に関する行政評価・監視に基づく対応について」（平成 29 年 6 月 29 日付け 29 中振第 691 号中国四国農政局農村振興部長通知）の内容について、改めて周知説明して適切な対応を行うように依頼した。</p> <p>また、中国四国農政局は「ため池の安全管理等について」（ため池の管理に関する行政評価・監視の結果に基づく対応について）（平成 30 年 5 月 17 日付け中国四国農政局農村振興部防災課長事務連絡）を管内各県に発出</p>

通知事項要旨	回答要旨
<p>○ 地域防災計画及び同計画に規定している水防計画に位置付けられているものの、一部しか掲載されていない（山口県、5市）</p> <p>ウ 地震発生時の緊急点検ため池の選定</p> <p>中国四国農政局は、管内の地方公共団体に対し、次の対応を徹底するよう改めて要請する必要がある。</p> <p>① 県及び市町村は、緊急点検要領に定める点検対象ため池の要件を十分確認の上、地震発生時に緊急点検を実施するため池の選定を行うこと。</p> <p>② 県及び市町村は、ため池データベースを活用するなどして、相互に情報を共有し、地震発生時に緊急点検を実施するため池を漏れなく選定すること。</p> <p>【調査結果の概要】</p> <p>○ 調査対象12市のうち、6市55か所（岡山県の1市5か所、広島県の4市46か所、山口県の1市4か所）において、緊急点検要領に記載の要件に合致するにもかかわらず、緊急点検の対象とされていないため池あり</p>	<p>し、中国四国管区行政評価局の結果通知（平成30年5月10日）における改善事項を踏まえ、これまでのため池の安全管理等に係る通知内容について改めて管内各県から管内の地方公共団体に要請するとともに適切な指導助言を行うように依頼した。</p> <p>なお、管内の地方公共団体への周知の実施結果について、担当者会議の開催や通知文書の発出などにより改めて要請したと管内各県から中国四国農政局に報告があった。</p> <p>○ 中国四国農政局は今回の中国四国管区行政評価局の結果通知（平成30年5月10日）を受けて、管内各県担当者を対象とした管内担当者会議（平成30年5月17日）を開催して、各県担当者に対して会議の場で「ため池の安全管理に関する行政評価・監視に基づく対応について」（平成29年6月29日付け29中振第691号中国四国農政局農村振興部長通知）の内容について、改めて周知説明して適切な対応を行うように依頼した。</p> <p>また、中国四国農政局は「ため池の安全管理等について」（ため池の管理に関する行政評価・監視の結果に基づく対応について）（平成30年5月17日付け中国四国農政局農村振興部防災課長事務連絡）を管内各県に発出し、中国四国管区行政評価局の結果通知（平成30年5月10日）における改善事項を踏まえ、これまでのため池の安全管理等に係る通知内容について改めて管内各県から管内の地方公共団体に要請するとともに適切な指導助言を行うように依頼した。</p> <p>加えて、平成30年6月25日に中国四国農政局と管内各県及び市町村は</p>

通知事項要旨	回答要旨
<p>2 保全管理体制の整備・強化</p> <p>(1) 保全管理体制の整備の取組状況</p> <p>(2) ため池の保全管理の実施状況</p> <p>中国四国農政局は、ため池の適切な保全管理を推進する観点から、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 保全管理通知で要請しているため池の保全管理に係る事項について、県及び市町村において現状を上回る取組が可能となるよう、参考となる他地域の取組事例を紹介するなど、地方公共団体及び施設管理者に対して、保全管理の推進に資する情報提供を行うこと。</p> <p>② 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく多面的機能支払交付金の活用により、非農業者の参加も得たため池の維持・管理に組織的に取り組んでいる例が認められることから、県を通じて市町村及びため池を管理する集落に対し、同交付金を活用したため池の保全管理について周知し、その利用の促進を図るよう助言すること。</p>	<p>ため池データベースを活用して、緊急点検要領に定める点検対象ため池の要件に該当するため池を漏れがないように改めて確認して地震発生時に緊急点検を実施する「地震時点検対象ため池リスト」を新たに作成して、中国四国農政局と管内各県及び市町村が相互に情報共有を図り、地震発生時に点検対象となるため池を適切に選定できるように対応を強化した。</p> <p>なお、管内の地方公共団体への周知の実施結果について、担当者会議の開催や通知文書の発出などにより改めて要請したと管内各県から中国四国農政局に報告があった。</p> <p>○ 中国四国農政局は今回の中国四国管区行政評価局の結果通知(平成30年5月10日)を受けて、管内各県担当者を対象とした管内担当者会議(平成30年5月17日)を開催して、各県担当者に対して会議の場で「ため池の安全管理に関する行政評価・監視に基づく対応について」(平成29年6月29日付け29中振第691号中国四国農政局農村振興部長通知)の内容について、改めて周知説明して適切な対応を行うように依頼した。</p> <p>また、中国四国農政局は「ため池の安全管理等について」(ため池の管理に関する行政評価・監視の結果に基づく対応について)(平成30年5月17日付け中国四国農政局農村振興部防災課長事務連絡)を管内各県に発出し、中国四国管区行政評価局の結果通知(平成30年5月10日)における改善事項を踏まえ、これまでのため池の安全管理等に係る通知内容につい</p>

通知事項要旨	回答要旨
<p>③ 県を通じて市町村及び施設管理者に対し、ため池に保安全管理上の問題がないか確認し、問題が認められる場合は改善するよう周知・助言すること。</p> <p>【調査結果の概要】</p> <p>① ため池保安全管理方針は、岡山県、広島県及び山口県のいずれも未策定 ② ため池保全構想は、調査対象 12 市いずれにおいても未策定 ③ 地域特性を踏まえた保安全管理に関する手引きは、岡山県で未策定 ④ 取組を推進する機関は、岡山県、広島県及び山口県のいずれも未設置</p> <p>また、岡山県、広島県及び山口県の各県内では、農林水産省が重要としている保安全管理組織は設置されていないが、多面的機能支払交付金(注)を活用してため池の維持・管理に組織的に取り組んでいるものあり(平成 28 年度は、3 県で 989 団体、ため池数 4,992 か所)</p> <p>3 安全対策の推進</p> <p>(1) ため池における死亡事故の発生状況</p> <p>中国四国農政局は、管内の地方公共団体に対し、水難事故が発生した場合は、関係機関において、迅速な報告、情報収集及び事故後のフォローアップを図る観点から、必要な報告が徹底されるよう、関係機関の連絡体制を強化することについて、改めて周知する必要がある。</p> <p>【調査結果の概要】</p> <p>当局は、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間に広島県内において 13 件の死亡事故の発生を把握したが、中国四国農政局に報告された件数は 7 件(6 件が未報告)</p>	<p>て改めて管内各県から管内の地方公共団体に要請するとともに適切な指導助言を行うように依頼した。</p> <p>加えて、平成 30 年 6 月 5 日に中国四国農政局は「多面的機能支払交付金取組事例集(平成 27 年 3 月)」(農林水産省 HP 掲載)から非農業者の参加も得てため池の維持・管理に組織的に取り組んでいる優良事例等を抽出した資料及び多面的機能支払交付金のパンフレット(「多面的機能支払交付金のあらまし(平成 30 年度)」(農林水産省 HP 掲載))について、中国四国農政局と管内各県及び市町村が相互に情報共有を図り、その利用の促進を図れるように周知した。</p> <p>なお、管内の地方公共団体への周知の実施結果について、担当者会議の開催や通知文書の発出などにより改めて要請したと管内各県から中国四国農政局に報告があった。</p> <p>○ 中国四国農政局は今回の中国四国管区行政評価局の結果通知(平成 30 年 5 月 10 日)を受けて、管内各県担当者を対象とした管内担当者会議(平成 30 年 5 月 17 日)を開催して、各県担当者に対して会議の場で「農業用ため池の安全管理の徹底について」(平成 30 年 4 月 20 日付け 30 中振第 136 号中国四国農政局農村振興部長通知)の内容について、改めて周知説明して適切な対応を行うように依頼した。</p> <p>また、中国四国農政局は「ため池の安全管理等について」(ため池の管理に関する行政評価・監視の結果に基づく対応について)(平成 30 年 5 月 17</p>

通知事項要旨	回答要旨
<p>(2) ため池の安全対策の実施状況</p> <p>中国四国農政局は、ため池における安全対策を推進する観点から、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 県を通じて市町村及び施設管理者に対し、水難事故防止のための施設、設備に問題がないか確認し、問題が認められる場合は改善するよう周知・助言すること。</p> <p>② 施設管理者の水難事故防止に係る意識の啓発を図るため、県及び市町村を通じた施設管理者に対する安全管理通知等の配布が適切に行われるよう、管内の地方公共団体に対して助言すること。</p> <p>【調査結果の概要】</p> <p>調査対象としたため池で、施設等の管理が十分に行われていない事例あり（8か所：9事例）</p> <p>○ 進入防止柵等の未施錠や損壊のため、ため池に容易に近づくことが可能で転落</p>	<p>日付け中国四国農政局農村振興部防災課長事務連絡）を管内各県に発出し、中国四国管区行政評価局の結果通知（平成30年5月10日）における改善事項を踏まえ、これまでのため池の安全管理等に係る通知内容について改めて管内各県から管内の地方公共団体に周知するとともに適切な指導助言を行うように依頼した。</p> <p>管内の地方公共団体への周知の実施結果について、担当者会議の開催や通知文書の発出などにより改めて周知したと管内各県から中国四国農政局に報告があった。</p> <p>○ 中国四国農政局は今回の中国四国管区行政評価局の結果通知（平成30年5月10日）を受けて、管内各県担当者を対象とした管内担当者会議（平成30年5月17日）を開催して、各県担当者に対して会議の場で「農業用ため池の安全管理の徹底について」（平成30年4月20日付け30中振第136号中国四国農政局農村振興部長通知）の内容について、改めて周知説明して適切な対応を行うように依頼した。</p> <p>また、中国四国農政局は「ため池の安全管理等について」（ため池の管理に関する行政評価・監視の結果に基づく対応について）（平成30年5月17日付け中国四国農政局農村振興部防災課長事務連絡）を管内各県に発出し、中国四国管区行政評価局の結果通知（平成30年5月10日）における改善事項を踏まえ、これまでのため池の安全管理等に係る通知内容について改めて管内各県から管内の地方公共団体に周知するとともに適切な指</p>

通知事項要旨	回答要旨
<p>のおそれがあるもの</p> <p>○ 立入禁止の注意看板が損壊、又は判読困難となっているもの</p>	<p>導助言を行うように依頼した。</p> <p>管内の地方公共団体への周知の実施結果について、担当者会議の開催や通知文書の発出などにより改めて周知したと管内各県から中国四国農政局に報告があった。</p>